

北上市森林火入条例施行規則の一部を改正する規則

北上市森林火入条例施行規則（平成3年北上市規則第132号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>北上市森林火入条例施行規則</u> (火入れの中止)</p> <p>第11条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令されたとき、その他延焼するおそれが生じたときには、速やかに消火しなければならない。</p>	<p><u>北上市森林火入規則</u> (火入れの中止)</p> <p>第11条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に強風注意報、<u>乾燥注意報</u>又は火災警報が発令されたとき、その他延焼するおそれが生じたときには、速やかに消火しなければならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。